

令和4年 物流総合効率化法の制度改正

令和4年4月1日、物流総合効率化法（以下「物効法」という。）の施行規則の一部が改正され、総合効率化計画の認定を受ける特定流通業務施設の設備要件に、倉庫内の作業の効率化に資する物流DX関連機器が追加されました。

令和4年度 物流総合効率化法 制度改正のポイント

倉庫内における作業の効率化を図るための見直し

- 深刻化する労働力不足に対応するため、デジタルトランスフォーメーション（DX）を通じた働き方改革を実現する必要があることから、新たな物流総合施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加します。

設備要件の対象となる物流DX関連機器について

倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するものであること。

- **無人搬送車**：自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、主務大臣の定めるものをいう。
- **自動化保管装置**：貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。
- **高度荷さばき装置**：労働安全衛生規則に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。
- **自動検品システム**：スキャナ又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。

物流DX関連機器の例



無人搬送車



自動化保管装置



パレタイズロボット



ハンディーターミナル

倉庫内作業の高度化（選択要件）の具体

1-5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

1-5-1 無人搬送車

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	—

《無人搬送車の概要》

倉庫内において、パレットやラック等を無人で搬送するものであって、道路交通法で定められた道路では使用されないもの



無人搬送車



協働型自立搬送ロボット



無人フォークリフト

（関係法令等）

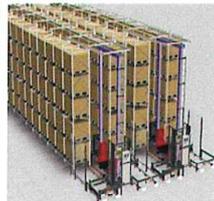
法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(1)	自動的に走行し、貨物を搬送する機能を有する車両であって、主務大臣の定めるものをいう。
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則第2条第1項第4号ロの主務大臣の定める規準等(告示)	7条	規則第二条第二項第七号ホ(1)の主務大臣の定めるものは、日本産業規格D六八〇一に規定された搬送、移載及び自動走行方式に適合するものとする。
【参考】 日本産業規格D六八〇一	4 用語及び定義 b) 無人搬送車の分類	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的分類(搬送方式): 積載形・けん引形・フォークリフト形 ・移載方式による分類: 自動移載形・人手移載形 ・自動走行方式による分類: 経路誘導式・自律移動式・追従式

1-5-2 自動化保管装置

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	—

《自動化保管装置の概要》

高層ラックに貨物を収納、貨物の入庫・保管・仕分け・出庫までの一連の作業を自動的に行い、WMSで一元管理する装置



スタックークレーン



多段移動台車



棚上搬送ロボット

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(2)	貨物保管場所管理システムと連動して貨物の出し入れを自動的に行う装置であって、地震の影響を軽減する機能を有するものをいう。
審査基準		<ul style="list-style-type: none"> ・落下防止機構、振動センサーなどによるクレーン本体の停止機能などを有する装置であること。



上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

1-5 倉庫内作業の高度化（選択要件）

1-5-3 高度荷さばき装置

《高度荷さばき装置の概要》

重量貨物のパレット積卸、少量多品種貨物の仕分け、デバニング作業を行うロボット、又は音声等により作業員によるピッキング作業等を効率化させるシステム



- ・パレタイズロボット
- ・デパレタイズロボット
- ・ピッキングロボット



- ・プロジェクションピッキングシステム
- ・デジタルピッキングシステム



音声ピッキングシステム

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	-

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(3)	労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号に規定する産業用ロボットであって貨物の荷さばきを行うもの、又は作業員が行う荷さばきを補助する装置であって貨物の保管場所及び品名、数量等の情報を表示し、若しくは音声により通知するものをいう。
【参考】 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第三十六条第三十一号（抜粋）		マニプレータ及び記憶装置（可変シーケンス制御装置及び固定シーケンス制御装置を含む。以下この号において同じ。）を有し、記憶装置の情報に基づきマニプレータの伸縮、屈伸、上下移動、左右移動若しくは旋回の動作又はこれらの複合動作を自動的に行うことができる機械（研究開発中のものその他厚生労働大臣が定めるものを除く。以下「産業用ロボット」という。）

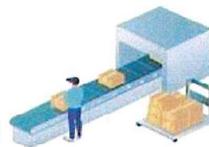
1-5-4 自動検品システム

《自動検品システムの概要》

入出庫・搬送・棚卸時において、大量若しくは少量多品種の貨物の情報をバーコード、電子タグや画像等から読み取ることで、高効率に検品するシステム



RFID



検品ベルトコンベア



ハンディーターミナル

普通	冷蔵	貯蔵槽
○	○	-

（関係法令等）

法令	条文	内容
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則	2条2項7号ホ(4)	スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）又は無線設備により読み取った貨物の品名、数量等の情報と当該貨物の入出庫に係る荷主からの指図の内容又は帳簿上の在庫の情報とを照合するシステムをいう。
審査基準		<ul style="list-style-type: none"> ・ スキャナ：主にハンディーターミナル ・ 無線設備：主にRFIDのリーダー ・ 入出庫時若しくは棚卸業務時の検品の効率化に資するものであること。 ・ バーコード、RFID等から貨物の情報を読み取るものであること。 ・ WMSと情報連携しているものであること。



上記の装置等以外にも、「倉庫内作業の効率化」の要件を満たす作業もあり得ますので、同要件を満たすかどうかにつきましては、国土交通省にご相談ください。

1. 物流総合効率化法の認定要件（設備要件）の概要

	貯蔵槽倉庫又は冷蔵倉庫 以外の倉庫（普通倉庫） （施行規則第2条第2項第8号）	冷蔵倉庫 （施行規則第2条第2項第7号）	貯蔵槽倉庫（サイロ） （施行規則第2条第2項第6号）
1-1 荷さばき及び 輸送の効率化 （必須要件）	1-1-1 高規格パース 【P.2^】		1-1-4 搬入用自動運搬装置 1-1-5 搬出用自動運搬装置 【P.5^】
	1-1-2 大型車対応荷さばき・転回場 【P.3^】		
	1-1-3 エレベーター 又は ランプウェイ構造 （多階建に限る） 【P.4^】		
1-2 荷さばき及び 輸送の効率化 （選択要件）	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを有するもの 1-2-1 貨物自動車運送事業の営業所及び自動車車庫（トラック営業所等） 【P.6^】 1-2-2 到着時刻表示装置（トラック予約受付システム） 【P.7^】 		<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかを有するもの 1-2-1 トラック営業所等 【P.6^】 1-2-2 トラック予約受付システム 【P.7^】 1-2-3 特定搬出用自動運搬装置 【P.8^】
1-3 流通加工 （必須要件）	1-3-1 流通加工の用に供する設備 【P.9^】		
1-4 保管要件 （必須要件）	1-4-1 貨物保管場所管理システム 【P.10^】		
	1-4-2 データ交換システム 【P.10^】		
		1-4-3 強制送風式冷蔵装置 【P.11^】	1-4-4 くん蒸ガス循環装置 1-4-5 くん蒸ガス保有力 【P.12^】
1-5 倉庫内作業の 効率化 （選択要件）	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫内における作業の効率化を図るために、次のいずれかを有するもの 1-5-1 無人搬送車 【P.13^】 1-5-2 自動化保管装置 【P.13^】 1-5-3 高度荷さばき装置 【P.14^】 1-5-4 自動検品システム 【P.14^】 		
1-6 災害要件 （必須要件）	1-6-1 非常用データ保存システム 【P.15^】		
1-7 災害要件 （選択要件）	<ul style="list-style-type: none"> 地震による貨物の荷崩れのおそれがあると認められるもの にあっては、次のいずれかを有するものであること 1-7-1 保管場所免震装置 1-7-2 保管棚制震装置 1-7-3 保管棚固定装置 1-7-4 貨物落下防止装置 1-7-5 パレット連結装置 1-7-6 貨物・パレット一体包装装置 【P.16・17^】 		